

選第 4 号
令和3年1月13日

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳 様

大野市明るい選挙推進協議会
会長 廣田 賢吾

令和3・4年度 大野市明るい選挙推進協議会委員の推薦について（依頼）

寒冷の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃は、明るい選挙の推進に関し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、大野市明るい選挙推進協議会委員の任期は2年としていますが、現在の委員は令和3年3月をもって任期満了となりますので、新たに委員のご推薦をお願いしたいと存じます。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、趣旨をご理解いただき、別添 推薦報告書にご記入のうえ、事務担当者あて報告いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 報告期限 令和3年4月20日（火）
- 2 その他 規約及び令和元・2年度委員名簿を添付します。

大野市明るい選挙推進協議会 規約

(目的)

第1条 この協議会(以下「協議会」という。)は、広く市民の間に選挙と政治をよくする意識を醸成して、自主的な明るい選挙推進運動を展開し、民主政治の基盤である選挙が明るく正しく行われることを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、大野市明るい選挙推進協議会と称する。

(組織)

第3条 協議会は、第1条の目的に賛同する次に掲げる各号の団体及び学識経験者をもって構成する。

- (1) 大野市選挙管理委員会
- (2) 大野市教育委員会
- (3) 大野市地区公民館
- (4) 大野市地区区長会
- (5) 大野市連合ふわわ女性の会及び地区ふわわ女性の会
- (6) 青年団体
- (7) 大野市老人クラブ連合会及び地区老人クラブ
- (8) 大野市新しいまちづくり運動推進協議会連絡会及び地区まち・むらづくり推進協議会
- (9) 学識経験者
- (10) 大野市壮年団体連絡協議会

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、県、市の選挙管理委員会及び関係諸団体と連携して次に掲げる事業を行う。

- (1) 明るく正しい選挙啓発に関する調査研究及び企画を行うこと。
- (2) 明るく正しい選挙に関する講演会、座談会、話し合い活動を行うこと。
- (3) 明るく正しい選挙に関する啓発、宣伝を行うこと。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

(委員)

第5条 協議会に委員を置く。

- 2 協議会は60人以内の委員をもって構成する。
- 3 委員は、第3条各号に掲げる団体の推薦する者及び学識経験者の中から市選挙管理委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が就任するまで在任するものとし、再選を妨げない。
- 5 第3条各号に掲げる団体から推薦する委員が、当該団体の構成員でなくなったときは、その後任者が委員となる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 幹 事 若干名

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長職務を代理する。

3 幹事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会の事務局)

第9条 協議会の事務局は、大野市選挙管理委員会の事務局があたる。

(補足)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

2 この規約の改正は過半数の同意を必要とする。

附 則

この規約は、昭和29年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和40年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、昭和43年2月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年7月3日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年8月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年5月23日から施行する。